

熊本県公報

第 1 1 3 3 7号
平成 17年 11月 18日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○予算の専決処分	(財 政 課) 1
○保安林の指定	(森 林 保 全 課) 5
○ ”	(”) 5
公 告	
○開発行為工事完了	(建 築 課) 5
○ ”	(”) 5
○熊本県立大学財務会計システム等用サーバ等機器の調達に係る一般競争入札の落札者決定	(私学文書課) 6
○歯科技工士法の一部を改正する法律附則第2条の規定による平成18年熊本県歯科技工士試験の実施	(地 域 医 療 推 進 課) 6
○八代都市計画道路事業の認可	(都 市 計 画 課) 7

告 示

熊本県告示第1312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成17年11月8日付けで専決した平成17年度熊本県一般会計補正予算（第5号）の要領は、次のとおりである。

平成17年11月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

専第23号

平成17年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

平成17年度熊本県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,183千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ738,466,298千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年11月8日専決

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		1,262,193	66,183	1,328,376
	1 繰 越 金	1,262,193	66,183	1,328,376
歳 入 合 計		738,400,115	66,183	738,466,298

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 教 育 費		千円 175,107,361	千円 66,183	千円 175,173,544
	1 高等学校費	36,375,680	66,183	36,441,863
歳 出 合 計		738,400,115	66,183	738,466,298

熊本県告示第 1313 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 17 年 11 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字嶽 4674
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1314 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 17 年 11 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県玉名市山部田字新宮 606 の 18 から 606 の 20 まで、606 の 22、606 の 23
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第 856 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇城市松橋町松橋字中原 747 番 1、同 747 番 2、同 748 番 1、同 748 番 2、同 749 番 1、同 756 番 1 及び同 757 番 1
4,999.87 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区大淀中 1-1-88
積水ハウス株式会社
宇城市松橋町松橋 725 番地
河崎一弘

熊本県公告第 857 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字須屋字石ノ本 2187 番 5、同 2188 番 1、同 2188 番 2、同 2189 番 1、同 2189 番 2、同 2190 番 1 及び里道の一部
3,096.62 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

菊池郡西合志町大字須屋 2190 番地 1
株式会社ダイケン

熊本県公告第 858 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年11月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る借入物品等の名称及び数量
熊本県立大学財務会計システム及び授業料債権管理システム用サーバとして使用するハードウェア（ラック等の付属品を含む。）及びこれに必要な基本ソフトウェア（取扱説明書を含む。）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部私学文書課大学班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 3223
- 3 落札者を決定した日
平成17年11月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
肥銀リース株式会社
代表取締役 矢野 賢一
熊本県熊本市国府一丁目20番1号
- 5 落札価格
一月当たり金額 87,255 円（うち消費税及び地方消費税 4,155 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成17年10月14日

熊本県公告第 859 号

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成18年熊本県歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成17年11月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験期日
 - (1) 学説試験
平成18年2月22日（水）午前9時から午後4時まで
 - (2) 実地試験
平成18年2月23日（木）午前9時から午後4時まで
- 2 試験場所
 - (1) 学説試験
熊本県健康センター 熊本市東町四丁目11番1号
 - (2) 実地試験
熊本歯科技術専門学校 熊本市本荘三丁目1番6号
- 3 受験資格
次のいずれかに該当する者
 - (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成18年3月31日までに卒業見込みの者
 - (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成18年3月31日までに卒業見込みの者
 - (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
 - (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が（1）、（2）又は（3）に掲げる者と同程度の知識及び技能を有すると認めたもの
- 4 試験科目
 - (1) 学説試験
歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
 - (2) 実地試験
歯科技工実技
- 5 試験方法
学説試験は筆記により、実地試験は実技により行う。
- 6 受験願書の受付期間
平成18年1月11日（水）から同年1月18日（水）までの日（土曜日及び日曜日を除く）

- く。)の午前8時30分から午後5時まで
 なお、郵送の場合は、同年1月18日(水)の消印のあるものまで有効とする。
- 7 受験願書の提出先
 熊本県健康福祉部地域医療推進課
 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 8 提出書類
 (1) 受験願書(別記第1号様式)
 (2) 受験票(別記第2号様式)
 ア 受験票に必要事項を記入し、所定の位置に写真(縦6センチメートル、横4センチメートルとし、出願前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもので、本人と確認できるもの)を貼り付けること。
 イ 受験番号欄には何も記入しないこと。
 (3) 3の(1)又は(2)に該当する者にあつては、卒業証明書又は卒業見込証明書
 (4) 3の(3)に該当する者にあつては、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
 (5) 3の(4)に該当する者にあつては、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類及び厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類
- 9 受験手数料
 (1) 受験手数料は、36,000円とする。
 (2) 県内居住者は、願書に36,000円に相当する額の熊本県収入証紙を貼り付けること。
 (3) 県外居住者は、願書に36,000円の郵便小為替を添付するか、又は現金書留で郵送すること。
 (4) 一度納入した受験手数料は、返還しない。
- 10 口頭による個人情報の開示請求
 この試験結果の自己に関する個人情報については、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。
 (1) 開示を行う内容 総合得点及び科目別得点
 (2) 開示を行う期間 合格発表の日から1か月
 (3) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部地域医療推進課
 なお、本人であることを証明するため、受験票を持参する必要がある。
- 11 その他
 (1) 受験願書の受付を終わった者には、受験票を交付する。(受験票は試験当日必ず持って来ること。)
 (2) 卒業見込証明書を添付して受験願書を提出した者は、平成18年3月14日(火)までに卒業証明書を提出しなければならない。
 (3) 試験場内での携帯電話の使用は認めない。
 (4) 合格発表は、平成18年3月22日(水)午後1時に熊本県庁行政棟本館1階ロビーに合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。
 また、合格者には合格証書を送付する。
 (5) 試験に関する照会及び受験願書等の請求は、〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号熊本県健康福祉部地域医療推進課(電話 096-333-2205、096-333-2206)へ行うこと。
 なお、郵便で請求する場合は、A4判の書類が郵送できる封筒の表に「歯科技工士試験」と朱書きし、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

熊本県公告第860号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があつたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年11月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
 2 都市計画事業の種類及び名称 平成17年九州地方整備局告示第128号八代都市計画道路事業3・4・5号東幹線
 3 事務所の所在地 熊本県八代市西片町1660
 4 事業施行期間 平成17年11月4日から平成22年3月31日まで
 5 事業地 収用の部分 熊本県八代市昆舎丸町、古閑上町字聖神及び大村町字羽須和地内
 使用の部分 熊本県八代市古閑上町字聖神及び大村町字羽須和地内

